

ID: 306

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	入館料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市金子みすゞ記念館条例 第9条					
例 規 番 号	平成17年条例第168号					
【根拠条文】						
(入館料の減免)						
第9条 市長は、公益上又はその他特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考	指定管理者制度による利用料金制を導入しているため適用なし					
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日			